

第 5 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成28年12月14日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成28年12月14日（水曜日）

午前10時0分開議

午後0時12分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第13号）

議案第2号 平成28年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

議案第5号 平成28年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第19号 平成28年度都市計画事業及び急傾斜地崩壊対策事業の経費に対する市町負担金（地方財政法関係）について

議案第27号 指定管理者の指定について

議案第28号 指定管理者の指定について

議案第29号 指定管理者の指定について

議案第30号 指定管理者の指定について

議案第31号 指定管理者の指定について

議案第32号 指定管理者の指定について

議案第35号 専決処分の報告及び承認について

議案第36号 専決処分の報告及び承認について

議案第37号 専決処分の報告及び承認について

議案第38号 専決処分の報告及び承認について

議案第39号 専決処分の報告及び承認について

議案第40号 専決処分の報告及び承認について

議案第41号 専決処分の報告及び承認について

議案第42号 専決処分の報告及び承認について

議案第46号 熊本県住宅供給公社の解散について

報告第4号 専決処分の報告について
閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①「熊本復旧・復興4カ年戦略（案）」

の主な事項について

②川辺川ダムに関する最近の状況について

③次期「熊本県建築物耐震改修促進計画」の策定について

出席委員（7人）

委員長 山口 裕

副委員長 田代 国 広

委員 坂田 孝 志

委員 西山 宗 孝

委員 松村 秀 逸

委員 山本 伸 裕

委員 中村 亮 彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 手島 健 司

総括審議員兼

河川港湾局長 鈴木 俊 朗

政策審議監 原 悟

道路都市局長 松永 信 弘

建築住宅局長 田邊 肇

監理課長 藤本 正 浩

用地対策課長 西浦 一 義

土木技術管理課長 緒方 進 一

道路整備課長 上野 晋 也

道路保全課長 長 井 英 治
首席審議員兼
都市計画課長 宮 部 静 夫
下水環境課長 丸 尾 昭
河川課長 村 上 義 幸
港湾課長 亀 崎 直 隆
砂防課長 原 田 高 臣
建築課長 清 水 照 親
営繕課長 井 手 秀 逸
住宅課長 上 妻 清 人

事務局職員出席者

議事課課長補佐 下 崎 浩 一
政務調査課主幹 池 田 清 隆

午前10時0分開議

○山口裕委員長 それでは、ただいまから第5回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等の審議を行います。

まず、付託議案等について、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明については、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず初めに、手島土木部長から総括説明をお願いします。

○手島土木部長 今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、最近における土木部行政の動向について御報告申し上げます。

熊本地震から8カ月が経過し、災害査定もいよいよ大詰めを迎え、年明け以降は、復旧工事も本格化してまいります。

委員の皆様におかれましては、前回の本委

員会開催以降、お忙しい中にもかかわらず、管外、管内と御視察いただき、感謝申し上げます。

先般、益城町が復興の方向性を示す益城町復興計画(案)を作成し、県道熊本高森線を中心軸とした復興まちづくりが進められることとなりました。

本県においても、復興計画(案)の実現に向け、先行して、熊本高森線の4車線化に取り組むことによって町を支援してまいります。

また、熊本地震で被災された方々の痛みを最小化するための二重ローン対策や、県民が安心して住み続けられる住まいを確保するための木造住宅耐震診断の支援促進について、熊本地震復興基金を活用した事業を検討しております。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、平成28年度補正予算関係議案3件、条例等関係議案16件、報告関係1件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、熊本地震からの復旧、復興等に必要な経費として、合計で177億9,000万円余の増額補正、あわせて、18億9,300万円の債務負担行為、いわゆるゼロ県債の設定、また、1,358億7,900万円の繰越明許費の設定をお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、公共事業に係る市町負担金について1件、指定管理者の指定について6件、道路管理瑕疵関係の専決処分報告及び承認について7件、工事請負契約の締結についての専決処分報告及び承認について1件、熊本県住宅供給公社の解散について1件の計16件の御審議をお願いしております。

また、報告案件につきましては、県営住宅の明け渡し請求及び延滞家賃等の支払い請求

に係る訴えの提起の専決処分等の報告について1件を御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、熊本復旧・復興4カ年戦略(案)の主な事項について外2件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

今後とも、復旧・復興事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしく願いいたします。

○山口裕委員長 次に、付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして、建設常任委員会説明資料1冊を準備しております。また、その他報告事項としまして、3件の報告資料を準備いたしております。

それでは、お手元の資料、建設常任委員会資料をお願いいたします。

1ページをお開きください。

平成28年度12月補正予算資料でございます。

今回の補正予算は、震災対策も含めた国の経済対策への対応及び復興基金を活用した取り組み等に係る計といたしまして、合計177億9,000万円余の増額補正をお願いしております。

まず、上の表、2段目の今回補正額、震災対策分ですが、一般会計の普通建設事業として、補助事業で58億6,500万円余、県単事業で14億4,500万円、災害復旧事業として、補助事業で6億5,200万円余、県単事業で6,200万円、直轄事業で44億5,600万円余、投資的経費計としまして124億8,100万円余の増額となります。また、消費的経費としまして3億5,800万円余を計上しており、一般会計計と

しまして128億3,900万円余の増額となります。

また、右側の特別会計については、補正予算の計上はありません。

その右側合計欄の2段目ですが、一般会計、特別会計を合わせた補正額は128億3,900万円余となります。

次に、3段目の今回補正額ですが、一般会計の普通建設事業として、補助事業で17億4,800万円余、直轄事業で28億3,200万円余、災害復旧事業として、県単事業で5,800万円、直轄事業で1,100万円余、投資的経費計及び一般会計計としまして46億5,000万円余の増額となります。

また、右側の特別会計といたしまして、投資的経費で3億円を計上しております。

その右側合計欄の3段目ですが、一般会計、特別会計を合わせた補正額は49億5,000万円余となります。

補正後の合計予算額は、4段目にあります2,411億7,600万円余になります。

各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

平成28年度12月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計の欄をごらんください。

今回補正額の財源内訳としまして、国支出金が54億5,200万円余、地方債が103億2,500万円、その他が18億9,200万円余、一般財源が1億2,000万円余の増額でございます。

なお、3ページ以降に係数課の予算を記載しておりますが、県単独事業等に係る債務負担、いわゆるゼロ県債として18億9,300万円の設定をお願いしております。

ゼロ県債につきましては、これまで、発注

の平準化を図り、県内の景気を下支えすることを目的に、積極的に設定してまいりましたが、熊本地震に伴う災害復旧事業等の事業量の増大に伴い、今年度当初において相当量の事業が見込まれるということから、今年度は早期に完成する必要がある事業及び年間維持業務等で4月1日から着手する必要がある事業に絞って債務負担行為の設定をお願いしております。

以上が、土木部全体の予算額の状況でございます。

監理課は以上でございます。

○緒方土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

説明資料の3ページをごらんください。

今回、補正はございません。

上から2段目の建設単価調査費の説明欄に記載のとおり、建設単価調査業務に3,100万円余の債務負担行為を設定しております。その分、業務は土木部が発注いたします公共工事の積算に用いる建設資材などの設計単価を決定するため、市場取引の実勢価格を調査するものでございます。

この調査は、平成29年4月当初から開始予定でございます。

土木技術管理課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○上野道路整備課長 道路整備課でございます。

道路整備課の補正予算は、国の経済対策に伴うもの及びゼロ県債の設定に伴うものでございます。

資料の4ページをお願いいたします。

まず、震災対策分について御説明いたします。

上から6段目の道路施設保全改築費ですが、2億6,600万円の増額補正を計上いたしております。これは国の経済対策に伴うもの

で、国道については国道219号、鎌瀬橋外184橋、県道は瀬田熊本線、内牧橋外369橋の橋梁点検を行うことに要する経費でございます。

道路整備課の震災対策分としては、以上、2億6,600万円となります。

続きまして、そのほかの補正分について御説明いたします。

上から2段目の国直轄事業負担金ですが、16億9,400万円余の増額補正を計上いたしております。これは国の経済対策に伴うもので、九州中央自動車道及び国道3号などの整備を行う国直轄の道路事業に対する県負担金でございます。

なお、国道3号、57号には、南九州西回り自動車道などの高規格道路も含まれております。

以上、道路整備課のそのほかの補正分は16億9,400万円余の増額となり、この結果、先ほど説明した震災対策分の補正額を加えた補正後の額は287億5,100万円余となります。

次に、ゼロ県債の設定について、2件お願いしております。

まず、上から4段目にあります単県道路改築費につきましては、松島馬場線外7カ所に9,800万円を計上いたしております。

次に、その下の5段目にあります地域道路改築費につきましては、南小国上津江線に5,000万円を計上いたしております。

道路整備課は以上です。

よろしく願いいたします。

○長井道路保全課長 道路保全課です。

説明資料の5ページをお願いいたします。

今回は、補正はございません。

債務負担行為の設定を3件計上しております。

まず、上から2段目の単県道路災害防除費は、落石対策やのり面崩壊対策等の防災対策を実施するもので、説明欄のとおり、国道

445号において800万円を計上しております。

次に、3段目の単県道路修繕費は、小規模な舗装の老朽損傷箇所を修繕するもので、熊本菊陽線外4カ所で6,700万円を計上しております。

最後に、5段目の道路舗装費は、主に舗装維持管理計画に基づき舗装補修を実施するもので、牛深天草線外25カ所で3億8,300万円を計上しております。

道路保全課の説明は以上でございます。

○宮部都市計画課長 都市計画課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

まず、補正額について御説明いたしまして、その後に債務負担行為の設定につきまして御説明させていただきます。

都市計画課の補正額は、全て震災対策分でございます。

4段目の街路整備事業として1億5,400万円を計上しております。これは、県道熊本高森線の整備を行う経費でございまして、測量、設計、調査等を行ってまいります。

資料の8ページ、2段目の市町村災害復旧指導監督事務費として3,700万円余を計上しております。これは、市町村が実施する災害復旧事業の指導、監督に要する経費で、市町村の災害復旧事業費に対し、一定の割合を乗じた金額が国庫支出金で賄われるものでございます。

以上、最下段のとおり、12月補正の総額は1億9,100万円余の増で、補正後の予算額は133億8,200万円余でございます。

次に、債務負担行為の設定について御説明いたします。

戻っていただきまして、資料の7ページの2段目の公園維持費でございます。右の欄の説明の欄をお願いいたします。

平成29年度から33年度までの5年間、テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地管理運営業務、

そして水俣広域公園管理運営業務を指定管理者に委託するための債務負担行為の設定をお願いしております。

続きまして、4段目の街路整備事業費でございます。

事業発注の平準化及び事業効果の早期発現を図ることを目的といたしまして、荒尾海岸線、長洲玉名線、この2路線に2億1,500万円のゼロ県債の設定をお願いしております。

都市計画課は以上でございます。

よろしくお願いたします。

○丸尾下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれておりますので、まず、一般会計から御説明いたします。

資料の9ページをお願いいたします。

下水環境課の一般会計の補正は、全て震災対策分でございます。

2段目の市町村災害復旧指導監督事務費で4,000万円余を計上しております。これは、市町村が実施する下水道災害復旧事業の指導、監督に要する経費でございます。

以上、一般会計での課の合計は、最下段に記載しておりますとおり、補正前の額11億3,400万円余に、先ほど説明した補正額を加えた補正後の額は11億7,400万円余でございます。

次に、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

予算の増減に関する補正はございませんが、次年度以降の債務負担行為の設定がございましたので、御説明いたします。

資料の10ページをお願いいたします。

2段目の熊本北部流域下水道管理費の一番右の説明欄をごらんください。

下水道管理者には、下水道法において、下水道からの放流水の水質検査の実施が義務づけられております。この水質検査を次年度当

初から円滑に実施するため、検査業務委託に関する経費として300万円余の債務負担行為の設定をお願いするものです。

また、熊本北部流域下水道において、平成29年度から平成33年度まで、指定管理者へ管理運営業務を委託する経費として、5年間で計45億3,000万円余の債務負担行為の設定をお願いするものです。

同様に、4段目の球磨川上流流域下水道管理費についても、水質検査業務に関する経費として400万円余と指定管理者へ管理運営業務を委託する経費として、5年間で計9億4,900万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

資料の11ページをお願いいたします。

2段目の八代北部流域下水道管理費についても、先ほどと同様、水質検査業務に関する経費として300万円余と指定管理者へ管理運営業務を委託する経費として、5年間で計11億1,000万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

下水環境課は以上でございます。

○村上河川課長 河川課です。よろしくお願ひします。

資料の13、14ページをお願いします。

まず、震災対策分の補正額について御説明します。

14ページをごらんください。

2段目の市町村災害復旧指導監督事務費で5億7,400万円余を増額しております。これは、市町村が実施する災害復旧事業の指導、監督に要する費用です。

次に、3段目の直轄災害復旧事業負担金で44億800万円余を増額しております。これは、国が実施する直轄災害復旧事業の県負担金です。

次に、5段目の現年発生災害復旧工事費で6,200万円を増額しております。これは、1カ所当たりの工事費用が少額なため、補助災

害復旧事業の採択基準を満たさない被災箇所の災害復旧工事に要する費用です。

以上、震災対策分の補正額の河川課計は、最下段のとおり、50億4,500万円余となります。

次に、その他の補正額について御説明します。

13ページをごらんください。

2段目の国直轄事業負担金で10億8,000万円を増額しております。これは、国が実施する河川改修事業等の県負担金です。

続きまして、14ページをお願いします。

3段目の直轄災害復旧事業負担金で1,100万円余を増額しております。これは、豪雨災害による直轄災害復旧事業の県負担金です。

次に、5段目の現年発生災害復旧工事費で5,800万円を増額しております。これは、豪雨災害による単県災害復旧工事に要する費用です。

以上、補正額の河川課計は、最下段のとおり、11億4,900万円余となります。

これらの補正額を補正前の額に加えた補正後の合計額は1,165億3,800万円余となります。

最後に、債務負担行為の設定について御説明します。

13ページをごらんください。

説明欄3段目の河川海岸維持修繕費で1億6,300万円の設定をお願いしております。これは、河川海岸施設の修繕などを年度当初から行うためのものです。

次に、5段目の単県河川改良費で4,000万円の設定をお願いしております。これは、宇土市の網津川外1カ所について、河川の改修工事を梅雨時期前までに完了するためのものです。

次に、下から2段目の単県海岸保全費で1,200万円の設定をお願いしております。これは、荒尾海岸における海岸保全施設の補修工事を、ノリ養殖等に支障のない時期までに

完了するためのものです。

河川課の説明は以上になります。

よろしくお祈いします。

○亀崎港湾課長 港湾課でございます。

資料の16ページをお願いいたします。

まず、一般会計の12月補正予算について、震災対策分から御説明いたします。

上から1段目の港湾補助災害復旧費で4,700万円余の増額を計上しております。これは、熊本地震により被災した熊本港において、国が実施する直轄災害復旧事業に対する県負担金でございます。

以上、最下段のとおり、補正前の額106億9,800万円余に、今回の補正額を加えました港湾課の一般会計の補正後の予算額は107億4,500万円余となります。

次に、債務負担行為について御説明します。

1ページ戻りまして、資料の15ページをお願いします。

全てゼロ県債でございまして、主なものについて御説明します。

上から3段目の単県港湾整備事業費で6億円の債務負担行為の設定を計上しております。これは熊本港外3港におけるしゅんせつ事業で、ノリ養殖に支障のない時期までに工事を完了するために、ゼロ県債の設定をお願いするものでございます。

次に、下から2段目の港湾補修事業費で1億5,000万円のゼロ県債の設定を計上しております。これは長洲港において防波堤を整備するもので、こちらも、ノリ養殖の関係でゼロ県債の設定を計上しております。

次に、港湾整備事業特別会計について御説明します。

資料の17ページをお願いします。

まず、通常分の内容について御説明します。

上から3段目の港湾修築費で3億円を計上

しております。これは、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、熊本港におけるフェリーターミナルの利用者の利便性向上や熊本の観光づくりのために施設を整備し、あわせて、熊本地震に伴うターミナルの補修等を行うものです。

以上、最下段のとおり、補正前の額42億4,700万円余に、今回の補正額を加えた港湾整備事業特別会計の補正後の予算額は45億4,700万円余となります。

次に、債務負担行為についてですが、上から2段目の施設管理費で6,700万円余の債務負担行為の設定を計上しております。これは、熊本港及び八代港において管理事務所の庁舎等の年間の管理業務を年度当初から行うために、債務負担行為をお願いするものでございます。

港湾課は以上です。

よろしくお祈いします。

○原田砂防課長 砂防課でございます。

資料の18ページをお願いします。

まず、補正予算の震災対策分の主な内容を御説明します。

下から3段目の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費で50億9,900万円を計上しております。これは国の補正予算に伴うものでございます。内訳は、後ほど説明します通常分とあわせて説明します。

次に、下から2段目の土砂災害警戒避難対策事業費で2億5,000万円を計上しております。これは国の補正予算に伴う増で、情報基盤整備事業に要する経費でございます。

以上、震災対策分の補正額は54億4,500万円余となります。

次に、通常分の主な内容を御説明します。

上から4段目の国直轄事業負担金で5,700万円余を計上しております。これは国の補正予算に伴う増で、川辺川流域において、国が施行する直轄事業に対する県負担額でござい

ます。

次に、下から3段目の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費で17億4,700万円余を計上しております。これは国の補正予算に伴う増で、内訳としましては、さきに説明しました震災対策分を含めまして説明いたします。

まず、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費については、南阿蘇村新所地区外12カ所において、崩壊した急傾斜地におけるのり面保護工の整備を行うための経費です。

次に、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費については、山都町金内地区外287カ所において、崩壊した崖地における擁壁工等の整備を行う市町村に対して助成する経費です。

以上、通常分の補正額は18億500万円余となります。

最下段をごらんください。

砂防課計としましては、補正前の額252億2,900万円余に、先ほど説明しました補正額を加えた補正後の予算額は324億8,100万円余となります。

最後に、債務負担行為について説明します。

上から3段目の単県急傾斜地崩壊対策費で1,200万円のゼロ県債の設定を計上しております。これは、美里町本村地区において、梅雨期までに、斜面の崩壊防止施設を施工するための費用です。

砂防課は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○清水建築課長 建築課でございます。

19ページをお願いします。

2段目の建築基準行政費でございますが、震災対策分としまして3億5,800万円余を計上しております。これは、昭和56年以前建築の旧耐震基準の住宅及び熊本地震で被害を受けた住宅を対象としまして、復興基金も活用し、木造戸建て住宅の耐震診断等を実施する経費でございます。

以上、最下段の建築課計としまして、補正前の額5億4,700万円余に、先ほど御説明しました補正額を加えた補正後の額は9億600万円余となります。

建築課は以上です。

よろしく願いいたします。

○上妻住宅課長 住宅課でございます。

資料の20ページをお願いします。

補正予算について御説明します。

全て震災対策分でございます。

まず、2段目の住宅再建支援費でございますが、2,000万円を計上しております。これは、熊本地震により被災された方が住宅の再建等を行う場合の二重ローンの利子負担を軽減することで、住宅の再建を促進するものでございます。復興基金を活用し、既存債務残高の利子相当分を50万円を上限に補助します。

次に、3段目の災害公営住宅整備事業費として14億2,500万円を計上しています。これは、技術職員の不足している市町村を支援するため、市町村からの受託により実施する災害公営住宅の整備に要する経費です。設計費300戸、工事費及び工事管理費50戸分相当の額を計上しております。

最下段のとおり、補正後の予算額は、補正前の33億4,200万円余に、先ほど説明しました震災対策分を含めまして47億8,700万円余となります。

住宅課は以上です。

よろしく申し上げます。

○藤本監理課長 監理課です。

21ページをお願いいたします。

平成28年度繰越明許費でございます。

繰越明許費につきましては、これまで、9月補正後の予算に対して、過去の繰り越し確定額等をもとに算定しました金額の枠設定をお願いしておりましたが、本年度は、熊本地

震等災害復旧事業に係る予算の執行に伴い、従来の算定方法では適切な設定ができないおそれがあることから、執行状況を踏まえた所要額による適切な規模の設定をお願いしております。

それでは、土木部における平成28年度繰越明許費ですが、1の一般会計につきましては1,343億4,300万円、2の港湾整備事業特別会計につきましては9億9,600万円、3の流域下水道事業特別会計につきましては5億4,000万円の設定をお願いしております。

一般会計及び特別会計を合わせた土木部合計は、一番下の合計欄に記載しておりますとおり、1,358億7,900万円の設定をお願いしております。これは、昨年度12月の枠設定額347億8,700万円の約4倍となりますが、災害査定が現在も継続中であり、査定額が確定していないことなどから、幅を持たせた枠設定となっております。

事業の繰り越しについては、事業の進捗管理と効率的な執行を図るよう徹底するとともに、工期の確保や発注などについて適切に運用してまいります。

次に、23ページをお願いいたします。

熊本県が施行する公共事業の経費に対する市町負担金について説明いたします。

市町負担金につきましては、複数の課の事業で構成されておりますので、監理課から一括して説明をいたします。

今回の提案につきましては、9月議会で承認いただきました事業について追加提案をするものです。市町に対しては、事業計画の明細を十分に説明し、負担金に係る同意を得た上で提案をしております。

それでは、第19号議案、平成28年度都市計画事業及び急傾斜地崩壊対策事業の経費に対する市町負担金(地方財政法関係)についてでございます。

これは、地方財政法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町が負担すべき

金額を定めるものでございます。

市町負担金につきましては、以上でございます。

監理課は以上です。

よろしく願いいたします。

○宮部都市計画課長 都市計画課でございます。

資料の25ページをお願いいたします。

第27号議案、指定管理者の指定についてでございます。

施設の名称は、熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地でございます。2つの緑地について一括して指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者の名称は、地元の3者で構成されるSFT共同企業体でございます。

指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5カ年でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

選定に係る概要について御説明いたします。

2の選定理由でございますが、SFT共同企業体は、現在の当該施設の指定管理者で、1期5年間、良好かつ適切な管理運営を行ってきた実績があり、安定的な運営が可能となる人員及び財政的基盤を有していること、そして、提案内容についても、施設の維持管理に対する取り組みが充実していることが指定管理候補者選考委員会で評価されているところでございます。

提案価格につきましては、平成29年度から5カ年の合計で1億7,712万5,000円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等は、記載のとおりでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

第28号議案、指定管理者の指定についてで

ございます。

施設の名称は、水俣広域公園でございます。

指定管理者の名称は、4者で構成されるハートリンク水俣でございます。

指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5カ年でございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

選定に係る概要について御説明いたします。

2の選定理由でございますが、ハートリンク水俣は、現在の当該施設の指定管理者で、水俣広域公園で3期11年、良好かつ適切な管理運営を行ってきた実績があり、安定的な運営が可能となる人員及び財政的基盤を有していること、提案内容についても、施設の維持管理に対する取り組みが充実していることが指定管理候補者選考委員会で評価されているところでございます。

提案価格につきましては、平成29年度から5カ年の合計で7億4,500万円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等は、記載のとおりでございます。

都市計画課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○丸尾下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の29ページをお願いいたします。

流域下水道の指定管理者の指定について御説明いたします。

まず、第29号議案の熊本北部流域下水道の指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者の名称は、地元の3者で構成される九テク・熊環・熊エンジニアリング委託業務共同企業体で、指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5カ年でございます。

内容については、30ページの概要で御説明いたします。

2の選定理由でございますが、この共同企業体の主要メンバーは、指定管理者制度導入当初から3期10年以上、指定管理者として管理運営を行ってきており、これまでの実績及び財務内容等から流域下水道施設を安定的に管理する能力があり、また、提案内容において、施設の維持管理に対する取り組みが充実していると指定管理候補者選考委員会で評価されているところでございます。

提案価格は、平成29年度から平成33年度までの5カ年間の合計で45億2,731万2,000円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等については、資料に記載のとおりでございます。

資料の31ページをお願いいたします。

次に、第30号議案の球磨川上流流域下水道の指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者の名称は、地元の2者で構成される九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業体で、指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5カ年間でございます。

内容については、32ページの概要で御説明いたします。

2の選定理由でございますが、この共同企業体は、指定管理者制度導入当初から3期10年以上、指定管理者として管理運営を行ってきており、これまでの実績及び財務内容等から流域下水道施設を安定的に管理する能力があり、また、提案内容において、施設の維持管理に対する取り組みが充実していると指定管理候補者選考委員会で評価されているところでございます。

提案価格は、平成29年度から平成33年度までの5カ年間の合計で9億4,837万8,000円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査

結果等については、資料に記載のとおりでございます。

資料の33ページをお願いいたします。

次に、第31号議案の八代北部流域下水道の指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者の名称は、全国展開している業者と地元業者の2者で構成される日本管財環境サービス・三協エンジニアリンググループで、指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5カ年間でございます。

内容については、34ページの概要で御説明いたします。

2の選定理由でございますが、この共同企業体は、指定管理者制度導入当初から3期10年以上、指定管理者として管理運営を行ってきており、これまでの実績及び財務内容等から流域下水道施設を安定的に管理する能力があり、また、提案内容において、施設の維持管理に対する取り組みが充実していると指定管理候補者選考委員会で評価されているところでございます。

提案価格は、平成29年度から平成33年度までの5カ年間の合計で11億902万1,000円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等については、資料に記載のとおりでございます。

下水環境課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○亀崎港湾課長 港湾課でございます。

資料の35ページをお願いします。

第32号議案の指定管理者の指定についてでございます。

施設の名称は、三角港波多マリーナ、指定管理者の名称は、三角町漁業協同組合、指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5カ年でございます。

次に、36ページをお願いします。

選定に係る概要について御説明いたします。

2の選定理由ですが、三角港波多マリーナで求める施設利用者へのサービスの向上や経費削減に対する取り組みが充実していること、また、これまでも波多マリーナの指定管理者として良好かつ適切な管理運営を行ってきた実績があることなどでございます。

提案価格につきましては、利用料金制を導入しておりまして、管理運営に係る経費は、全て利用料金収入で賄うこととしております。県からの委託料の支出はございません。したがって、価格の提案は行わせておりません。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等は、記載のとおりでございます。

港湾課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○長井道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分報告及び承認についてでございますが、説明資料の37ページから50ページの7件でございます。

まず、資料の37ページの第35号議案でございますが、詳細は、右ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成28年7月8日午後8時ごろ、宇土市走瀉町におきまして、和解の相手方が一般国道501号を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに右前後輪が落下し、右前後輪等を破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が前方を注視するなど、運転者に求められる一般的な注意をもって運転していれば回避できた可能性があることや雨天時等を考慮して、修理額の9割に当たる10万4,723円を賠償しております。

次に、39ページの第36号議案でございますが、右ページをお願いします。

本件は、平成28年7月13日午後0時ごろ、八代市東町におきまして、和解の相手方が一般県道氷川八代線を軽四輪貨物自動車で行進中、道路冠水部分に進入し、エンジン等を破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、修理額の2割に当たる10万円を賠償しております。

次に、資料の41ページの第37号議案でございますが、右ページをお願いします。

本件は、平成28年7月16日午後10時ごろ、山鹿市菊鹿町木野におきまして、和解の相手方が主要地方道熊本菊鹿線を普通乗用自動車で行進中、左側から進路上に倒れていた竹に衝突し、右フロントピラー等を破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、現場がカーブ区間であり、夜間のため、運転者が事前に本件を予見し、回避することは困難であることを考慮して、修理額の全額に当たる9万1,897円を賠償しております。

次に、43ページの第38号議案でございますが、右ページをお願いします。

本件は、平成28年7月18日午前5時ごろ、阿蘇市一の宮町手野におきまして、和解の相手方が主要地方道阿蘇公園菊池線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左後輪が落下し、左後輪等を破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が前方を注視し、対向車線等へ回避するなど、運転者に求める一般的な注意をもって運転していれば回避できた可能性があることや夜明け前の暗いことを考慮して、修理額の7割に当たる20万8,278円を賠償しています。

次に、資料の45ページの第39号議案でございますが、右ページをお願いします。

本件は、平成28年7月23日午後9時ごろ、阿蘇郡西原村大字河原におきまして、和解の

相手方が主要地方道熊本高森線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた亀裂に右前後輪が落下し、右前後輪を破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が前方を注視し、道路左側寄りを走行するなど、運転者に求められる一般的な注意をもって運転していれば回避できた可能性があることを考慮して、修理額の6割に当たる2万5,207円を賠償しております。

次に、47ページの第40号議案でございますが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成28年7月27日午後2時30分ごろ、阿蘇郡高森町大字上色見におきまして、和解の相手方が一般国道265号を中型貨物自動車で行進中、和解の相手方の前車が進路左側のり面から進路上に張り出していた樹木の枝に衝突し、その衝撃で折れて飛散した枝が直撃し、フロントガラスを破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、直撃事案であるため、運転者が事前に本件を予見し、回避することは困難であることを考慮して、修理額の全額に当たる11万9,000円を賠償しております。

次に、資料の49ページの第41号議案でございますが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成28年8月30日午後3時20分ごろ、宇城市不知火町永尾におきまして、和解の相手方が一般国道266号を普通乗用自動車で行進中、進路右側の樹木の枝が落下して直撃し、ルーフ・パネルを破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、直撃事案であるため、運転者が事前に本件を予見し、回避することは困難であることを考慮して、修理額の全額に当たる11万8,000円を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

51ページをお願いいたします。

第42号議案、専決処分の報告及び承認についてでございます。

11月9日に専決を行った専第36号、工事請負契約の締結についてに係る契約の概要について御説明をいたします。

工事名は、グランメッセ熊本28年地震災害恒久復旧(展示ホール)工事、工事内容は、天井復旧、屋根鉄骨柱脚等の災害復旧工事、工事場所は、上益城郡益城町福富1010番地地内、工期は、契約締結日の翌日から平成29年6月8日まででございます。なお、契約締結の日は、11月の14日でございます。契約金額は12億1,176万円、これは消費税及び地方消費税を含む額でございます。契約の相手方は、清水建設株式会社九州支店です。この会社は、グランメッセ熊本の当初の新築工事を請け負った共同企業体の代表者でございます。契約の方法は随意契約です。

この工事は、熊本地震により被災した建築物の構造体等の復旧を行うもので、新築時と同等の仮設計画、施工計画の専門的ニーズがあり、複雑な構造形式や大空間の構成を熟知していること、自社に技術研究所を持ち、補強方法の実証実験を行うことができるなどにより、商工観光労働部から依頼されました、平成29年7月の使用再開に向け、確実に工事を完了させることができる唯一の企業であるとの理由によるものでございます。

最後に、専決処分の理由でございます。

グランメッセ熊本は、防災機能や経済復興等のため、重要な施設であるほか、県内経済界から早期復旧に係る緊急要望がっております。その復旧、復興に当たっては、社会的な重要性、本県経済等への影響などの観点から、極めて緊急性が高く、一刻も早く復旧工事に着手する必要があるためでございます。

監理課の説明は以上でございます。

○上妻住宅課長 住宅課でございます。

53ページ、第46号議案の熊本県住宅供給公社の解散についてでございます。

54ページの概要のほうで、提案理由を説明させていただきます。

まず、公社の設立目的と実績ですが、地方住宅供給公社法に基づき、良好な宅地の供給等を目的に、昭和40年に県の単独出資で設立され、これまで50年余にわたり、住宅分譲3,607戸、宅地分譲1,275戸を供給するとともに、賃貸住宅事業等を通して、県民の生活の安定と社会の福祉の増進に大きな役割を果たしてきたところでございます。

次に、解散の理由ですが、平成17年3月の県議会財政対策特別委員会において、特に、民間が成長し、競合が発生している分野については、原則、その業務の遂行に対して県は関与しないとの方針を定めるべきであるとの調査報告がなされました。これを受けて、県では、公社のあり方の検討を継続して行い、平成26年2月定例県議会における知事答弁で、公社設立の目的、役割はほぼ達成し、3年後を目途に住宅供給公社を解散したいとの方針を表明しました。

次に、解散に向けたこれまでの取り組みですが、この方針に基づき、資産の処分や職員の再就職支援等に取り組み、国の解散認可要件が整ったことから、11月の公社理事会において解散が議決されたところでございます。

公社の解散につきましては、地方住宅供給公社法の規定に基づき、県議会の議決を経る必要があることから、議案を提出したものでございます。

なお、今後の手続としましては、県議会の議決をいただいた後、国土交通大臣の解散認可を受けて解散し、清算法人に移行する予定としております。

続きまして、専決処分の報告をさせていた

できます。

55ページをお願いいたします。

報告第4号の専決処分の報告は、県営住宅の家賃滞納者に対する県営住宅の明け渡し、滞納家賃等の支払い請求の訴えの提起を行うものでございます。

55ページから56ページまでが内容でございますが、57ページの概要で御説明させていただきます。

専決日は、平成28年11月11日でございます。対象者は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込めない者7件につきまして、11月28日に熊本地方裁判所に提訴を行ったものでございます。

この7件につきましては、これまで何回となく納入指導を行ってまいりましたが、呼び出しにも応じない、または、納入の誓約はするものの、それを守らないといった滞納者でございます。

滞納総額は96万6,700円、滞納総月数は48カ月となっております。

これまでの提訴の実施状況は、今回で51回目の提訴となり、今回の7件を含みまして、1,052件となっております。

今後とも、歳入確保及び公平性の観点から、滞納対策にしっかりと取り組んでまいります。

住宅課は以上です。

よろしく申し上げます。

○山口裕委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

ただいまの執行部の説明について質疑はありませんか。

○坂田孝志委員 1ページの1番の表、大事なやつだもん、まちっとどぎゃんかならぬとか、これは。あんまり数字がふとかもんだけん、余計見えぬごつてあつど。

今、にわかには事業が進むことになりました熊本高森線ですけれども、これは、私は、この委員会でも地震直後発言したと思いますし、委員長も本会議でも質問されておられる。知事も直接言いましたもん。そういうことで、取りかかられるということは、大変、これは意義あることですね。喜びにたえないと思っております。内容を全然聞いてませんから、新聞事例で聞くだけですから、この内容、そしてまた、住民説明会もあっているようでございますので、その状況とかをお聞かせいただければなと思うんですけれども。

○宮部都市計画課長 都市計画課でございます。

今、坂田委員からの御質問の熊本高森線について、若干お時間いただきまして、御説明させていただきます。

今回、熊本高森線の広崎から寺迫までの約3.5キロ、この部分を4車線化するというところで、私ども、今、事業を進めようとしております。それに先立ちまして、都市計画決定をいたしますので、それにつきまして、地元で説明会をこの間開催をしました。12月の9日から12日までの4日間、計5回、地元で説明会をいたしました。その際、約900名の方々においでいただきました。3.5キロになりますので、会場を分散させて、できるだけ近いところで開きたいということで、今回、5回に分けてさせていただいたところでございます。

いろいろと御説明をさせていただいた中で、実は、いろんな御意見をいただきました。4車線化をすることに対して、賛同をいただいた意見もあります。また、歩道を広げるということで、広い歩道、実は、今回、4メートルの自転車・歩行者道というのを両側に設けることとしております。その広幅員の歩道をつくるということに対して、非常にありがたいということでの御意見はいただいた

ところでは。

ただ、やはり、それと裏腹に、いろいろ反対といいますか、懸念しているというような意見もいただいたのも真実でございます。

その中を御紹介いたしますと、1つは、今回、4車線化ということで御説明いたしました。それに対して、地元の方々からは、2車線でいいじゃないかというような意見もありました。といいますのが、やはり4車線化すると車が多く入ってきて、スピードを上げて進むんじゃないかと。そうすると、いわゆる地元の人たちの安全が保てぬのじゃないかというような意見もありました。

また、道幅が広がると——今回27メートル、現在、10メートルの道路でございますが、それを4車線化するというので、27メートルの道路になります。27メートルになると、お年寄りも多い地区でございますので、そのお年寄りの方々が、渡るのにちょっと時間がかかって渡り切れないんじゃないかというような、実は、御心配等の意見もいただきました。

また、27メートルというような道幅で道路をつくりますので、地域が分断されるのではないかというふうな御意見もいただきました。道路が東西に通りますので、地域が南北に分かれて、今までは10メートルの道路ですので、本当は余りよろしくないことですが、すぐ渡って道向こうの店にすぐ行けたと。ところが、今回4車線になることによって行けないということで、やはり、北側と南側の地域が分断されてしまうんじゃないかというふうな御懸念もいただきました。

今、申し上げた意見につきましては、こちらのほうからは、丁寧にお話をさせていただいたところでございます。

まず、4車線化につきましては、我々が道路をつくる上では、道路法に基づいた構造令というのがございます。その中で、約1万2,000台以上につきましては、4車線化する

というような一応ルールがあります。実は、この熊本高森線の現状でいきますと、平均的に約1万6,000台を超えるというような道路でございますので、将来の交通量を推計した上でも、やはり1万2,000台を超えるということで、今回、4車化をさせていただきたいということで、そこは数字を出しまして、しっかりとご返事をさせていただいたところでございます。

また、先ほど言いました、渡るのに時間がかかる、また、分断されるというような御意見につきましても、これからいろいろと事業をするに当たって警察協議等もやっていきますし、また、地元との協議もやっていきますので、その中で、可能な限り皆さんの御意向は踏まえていきたいということも申し上げました。

また、分断されるということにつきましては、特にまちづくりでございますので、町、そして、地元の方と一緒にまちづくりをやっていきたいと思いますというような御提案はさせていただきました。

それと、あと、済みません。一番大事なことをちょっと忘れてましたが、今回、その熊本高森線に取り組むということに至ったいきさつにつきましては、実は、11月17日に、益城町、それと益城町議会から一緒に知事のほうに要望されました。そのときに、町と議会が一体となって取り組んでいくというような決意表明をいただいたところです。それを受けまして、知事のほうから、4車線化に取り組むということをお約束されたということで、やはり、町と地元と一緒に一体となってやっていく、そして、地元の協力がなしにできないということで、実は、この説明会におきましては町長も同席されました。その中でも、町長のほうからも、挨拶の中で、しっかりとその辺は私どもにおっしゃられたとおりの表明をされておりました。

そういうことで、ちょっと長くなりました

が、いろいろと御意見いただいたのは確かです。そしてまた、今回は都市計画決定でございますので、公告縦覧というような手続をとります。その手続が、12月の16日から1月の5日までの予定でやっていきます。この際にも意見書という形で提出もしていただきますということをちゃんと申し上げております。

また、新聞等々で、ちょっと私も拝見した中で、ちょっと時間が短いのではないかとというような御意見もありましたが、実は、1時間半で説明会を開催しておりまして、約1時間が説明会、そして30分が意見交換といえますか、質疑応答というのをとらせていただきました。

また、実は、その後に、実際に地元の方々が一番やはり見たいというのが図面だろうと思ひまして、その図面につきましては、その説明会が終わった後に、5カ所ほど会場に張り出しまして、その方々に実際に見ていただいたということです。その際にも、約30分以上、皆さんに図面を見ていただきまして、私どもとしては、会場から皆さんがいなくなるまで、しっかりと対応をさせていただいたところでございます。

済みません、説明は以上でございます。

○坂田孝志委員 まあ、随分、丁寧にといいますか、住民にわかりやすいような形で、また、町長さんも御同席されて説明されたということですね。非常に懸念されていることについても対応しておられたということですが、知事も、時間的な何とかと言わしたな。早口で。そういうことありますから、やはり……（「時間的緊迫性」と呼ぶ者あり）時間的緊迫性を持ってか、だから、これはもう早く取りかかることが大事だと思うんですよ。

ところで、今からのことですが、どれくらいの費用で、どれくらいの期間を――国道443号まででしたかな、あその交差点、寺

迫ですか。どれくらい考えておられますか。まだ、それは出てきませんか。概要ですね。

○宮部都市計画課長 実は、今、4車線化ということで申し上げまして、今から実は、手続からいきますと都市計画決定がされます。そしてその後、事業認可というようなものをもってまいります。事業認可が、これは国からの認可ですが、その認可がとれば、それから事業着手になるんですが、その認可に向けて、今、実は、期間、それと事業規模等につきましても積み上げているところでございますので、現在のところ、事業費と期間につきましては、まだ定まっていないというところが現状でございます。

以上でございます。

○坂田孝志委員 また、それが固まり次第、教えていただきたいと思いますが、やはり私は、この熊本高森線だけですね、4車線化だけが、あそこの復旧、復興じゃないと思うんですね。やっぱり両サイド、道路の裏側というんでしょうかね、そういうところも面的にやっていくことが非常に大事なことであらうと、こう思うんですよ。面的関係は、町のほうが、そういうウエートを占めるわけでありましようが、県でいろいろ道路関係もさわる部分もあるんでしょう。やっぱり、そういうところも踏まえる中で、懸念の声に応えながら、今まであちこち4車線化して、全部栄えているじゃないですか。それだけやっぱり、そこの町のにぎわい、活性化につながるわけですから、そういう何か裏側の道とかそういうこともありましたら、ぜひ説明していただければなと思います。

○宮部都市計画課長 今、坂田委員からありました、私どもは、3.5キロの熊本高森線の道路改良事業に今から取り組もうとしているんですが、一部分は町のほうで、まだ決定さ

れているようではないんですが、区画整理事業等々の面的整備等もやる方向でいろいろと、今、協議をされているようでございます。

ただ、それ以外につきましても、私どもは、街路事業につきましても、通常は、普通の道路事業というのは直売方式でやるんですが、今回、先ほどもちょっと申し上げた、分断されるとか、そこで商売をされている方々が、どうやってこれから、その場所で自分はどうしたいだけども、どうしていけばいいかというような御質問等も実はありました。それに関しましては、私ども、都市計画の事業の中には、区画整理のほかに、沿道区画整理事業とか沿道街路整備事業とか、いろいろと面的なものも取り入れながらやっていく事業というのがあります。

そういうように、いろんな手法を取り込んで、地元の方々の意見を聞きながら、一緒になってその辺の整備をやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○坂田孝志委員 本当にやっぱりこの機会といますか、このタイミングを逸することなく、県と町と一緒に——まして、あそこは、布田川断層も走っているわけですから、あるいは、今回の災害のときに家が倒壊して、そういう緊急車両も通れなかったと、災害復旧事業もできなかったと。救急車両は、消防自動車とかいろいろ入れるように、熊本高森線だけでなく、中のほうの道路も一緒に整備して、まさに、これが知事のおっしゃる創造的復興、そして将来への投資ですかね、それにつながるような、ここがシンボリックなところだと思うんですね、今度の震災での。やっぱり大いにそこを堂々と勇断を持って進めていただきたい。大変御苦労も多いかと思いますが、土木部長、大変でしょうばってん、いっちょ頑張ってください

たいと思います。

○手島土木部長 御指名ですので。

町とやっぱり一緒になって、今から町のほうも復興計画の中でいろんなことを考えられていますので、それがうまくいくように県としてもいろんな協力をしていきたいですし、この熊本高森線についてだけ言いますと、町の全面的な協力をいただきながら、しっかりやっていきたいと思えます。

○坂田孝志委員 頑張ってください。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○西山宗孝委員 今の坂田先生の関連質問でお尋ねしたいんですけれども、あんまり専門的なことはわからないので、27メートルの都市計画道路の大きいのが、どんと熊本高森線を通るというイメージはつかんでいるんですが、周辺とといいますか、沿線だけじゃなくて、表通りで商売されていた方、事業されていた方々が、拡幅で基本的にはなくなって移転なのか、そういう町を形成するには、相当な計画性とかないと難しいと思うんですね。今、県が都市計画事業として道路をどんどん通すと。これがまず第一義的にあって、じゃあ、町と県と協力してとありますけれども、非常に権利関係も含めて、あるいは町の構成とといいますか、形成も難しいところがたくさんあると思うんですが、大方のスケジュールなんですけれども、都市計画決定、今、公告縦覧をやっているという話、説明会の後、公告縦覧とかありますが、大方の計画で、道路の都市計画決定の後には、町と県と共同でと言いますか、こういうまちづくりの策定をしていくという話があると思うので、大方の見込み、スケジュールぐらひは、5年、10年スパンの話でも結構なんですけれども、お聞かせいただければと思います。

○宮部都市計画課長 まず、都市計画審議会を1月中にということで考えております中で、速やかに都市計画決定をやりたいと。そして、先ほど坂田委員の御質問に対してもお答えさせていただきましたが、事業認可というのをできれば年度内にとっけていきたい、そして事業着手したいというふうに思っております。

その後の話なんです、それから事業規模とか事業期間を積み重ねていくので、まだ5年です、10年ですというのも、まだちょっと、今、積み上げている状態なので、まだここでちょっと答えは差し控えていただきたいんですが、できるだけ可能な限り、我々としても早くやりたいというの是一緒でございます。

ただ、益城町のほうも、今、復興計画ができ上がり、そして、地域の中でも、やはり、我々の道路以外の町がやるべき事柄についても、今、計画を練られておまして、年明けには、各地区ごとにまた説明会に入られるということは聞いております。その中で、いろいろとこういうふうに町のほうの事業の進み、そして、この熊本高森線の事業の進み、その辺は、協調しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○西山宗孝委員 なかなか難しい課題ばかりだろうと思いますけれども、町も、なかなかこういった事業には経験がないというのか、ほとんどないんじゃないかと思う。町に県が協力するというお話、もちろん当然だと思っておりますけれども、主体的にも、同じ主体性を持ってぜひ進めていただければと思います。要望です。よろしくをお願いします。

○山口裕委員長 関連の方、いらっしゃいますか。

○山本伸裕委員 今回の熊本高森線のお話ですけども、私は、反対という前提に立っているわけではありませんが、そのことを前提にお話しさせていただきますと、ただ、あくまで私は、住民主体で、住民合意のもとに進めるべきだと。そして、その基本的な考え方としては、住民の利益を第一に考えると。そして、住民の皆さんの要望にしっかり耳を傾けると。そして、その後、具体的な要望、意見を尊重するというような基本的な姿勢が必要だと思っております。

だから、先ほどお話があったように、住民説明会でさまざまな不安の御意見があったというようなことですし、新聞の報道でも、落胆の声とか、もう妻が泣いて寝込むと思うとか、ショックで言葉にならないとか、そういう新聞報道もあるのは事実なわけですね。だから、そういう点では、やっぱり、非常に丁寧に説明をしていく必要もあるでしょうし、やっぱり、住民の要望、意見に耳を傾けて、それを尊重すると。あくまで住民合意というのが、私は公共事業の原則だというふうに思うんです。

そういう点では、やっぱり期限を切って、来年1月にはその都市計画決定というような形で期限が示されているわけですけども、そういう前提で、何か結論ありきみたいな印象にどうしてもなってしまうので、やっぱり、それはもう住民の皆さんの意向に沿いながら柔軟に、期限をそういう切るということではなくて、対応していくべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○宮部都市計画課長 まず、都市計画の、先ほど公告縦覧というお話をさせていただきましたが、今回、説明会を4日間開かせていただきました。実は、その中で出てきた意見を私どもとしては、その中で参考にしながら、原案をつくり上げていくというような作業を

やっていきます。そして、それをした上で公告縦覧ということに入るわけですが、その中でも、やはり意見はいただくと、意見書として。というような意見をいただく機会というのは設けているつもりでございます。

また、説明会の中でも、ちょっとお話し上げたんですが、実は、皆さんに説明するのは、これが最後でありません。事業の認可が終わった後に、事業に着手するときにも事業の説明会というのをいたします。また、測量に入るときにも、測量同意をとらないといけないので、そういう説明会もいたしますし、また、用地の幅が確定しましたら、それぞれにもまた用地の交渉に入る前の説明会等もいたします。また、その後も、工事に入るときにも工事説明会を行うということで、さまざまな、本当にあらゆる機会を捉えて皆様のほうにはお話をしたいし、お示しもしたいということは申し上げました。

今回、いろいろな御意見をいただきました。ほとんどの中身が、やはりその事業に入る、工事に入的过程中でいろいろと解決していく事柄がやはりあるというふうに思っておりますので、その辺は丁寧に、今、委員が申し上げられたとおり、丁寧に、そして時間をかけてやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山本伸裕委員 ぜひ、そういう丁寧な対応をしていただきたいと思いますと思うんですけども、都市計画決定してしまったら、要望を上げてもやっぱり計画自体がもう進んでいくことになってしまうので、だから、やっぱり、都市計画決定に至る段階で丁寧に耳を傾けるとか、期限を切って来年1月というようなことにはしないということが私は大事じゃないかと思えます。

それともう1つ、4車線にするルールがあるというふうに先ほどお話がありましたです

けど、私の理解では、1万2,000台以下であれば2車線だという規定はあるけれども、それを超えれば4車線にしないといけないというルールではないはずだというふうに思うんですね。だから、説明会の中で、住民の方が、もう4車線化は決まっているんだ、それに従わないと法律違反になるんだというふうに受けとめた方がいらっしゃるんですね。だから、それはちょっと、県の説明の仕方が誤解を与えているんじゃないかというふうに思います。あくまでも、やっぱり住民の要望、意見を尊重しながら進めていただきたいと思います。期限を切らずにということをやひ…

○坂田孝志委員 今のに関連で。

山本委員がおっしゃった、住民の意見を尊重しながらと。そういうことから言えば、住民を代表する町長、議会が、何度も復興計画を練りながら、その中での総意として県に申し出されて、それを受けて、県が、じゃあ、やりましょうと。そういう意味では、まさに住民の意見を尊重しているわけですよ。

それと、1万2,000台ですね、1万6,000台を優に超える、それだけの日ごろの渋滞がある、あるいは歩道がないところもある、高校生の自転車通学にいろいろある、そういう危険性の除去にも非常にこれはつながる。そしてまた、災害時のそういう救急車両や応急、助かる命も助からぬかもしれんですね。そういうことにもつながる大事なことなんですよ。これをいわずに延ばせば、それだけまた整備がおくれる。おくれることは復旧がおくれる。新潟県の山古志に行きましたけれども、道路は、あの県道をぱっと示したがゆえに、もうあそこは全村避難だったんですね。それも県が道路をこうするんだと示したがゆえに、あっ、そういう整備があるなら、そこにじゃあ住もうと戻ってきた。そういうことも考えまさんと、それは、100人が100人、は

い、わかりましたと、なかなかこの民主主義はいかないと思いますよ。だから、そういう懸念の声にも耳を傾けながらやっぱりやっていく。しかし、知事がやっぱり言っているように、時間的緊迫性があるわけだから、いたずらに、だらだらだらだら延ばせばいいというわけにいきませんから、そこら付近はやっぱり考慮しながら、説明会の時間も質疑の時間も少し長く設けるとか、いろいろ配慮しながらやっておられれば、大方の皆さん方の意見も吸い上げることもできるんじゃないかなと、こう思いますので、そういうことも踏まえてやっていただきたいなと、こう願っております。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○松村秀逸委員 済みません、小さなことですが、坂田委員から質問なからうと言われて言いにくいですが、地震の耐震診断についてちょっと、19ページ。

昭和56年以前の建築物に対して、耐震診断等に対する予算を計上されていますが、診断だけの費用ですかね、修理、耐震費用に対する補助じゃないんですよね、あくまでも。

○清水建築課長 今回、計上いたしましたのは、耐震診断に係る費用だけでございまして、改修費用は計上しておりません。

○松村秀逸委員 今、技術者といいますか、耐震診断する人的な不足で、恐らくそう簡単にかぬと思いますので、予算はそんなにたくさん出せないんだろうと思います。来年、再来年に合わせて、やはりこれは継続でされるのかどうかというのを確認したいんですが。

○清水建築課長 来年度についても、継続で実施したいというふうに考えております。

○松村秀逸委員 ありがとうございます。

○山口裕委員長 よろしいですか。

○松村秀逸委員 はい、じゃあ、そのようによろしく願います。

以上です。

○中村亮彦委員 私は、今、復旧、復興に取り組んでおられて、工事も進んでいるところでありますけれども、入札の件について少しお聞きしたいんですが、ここにも建設単価調査業務というふうなことも計上されておりますけれども、不調がやっぱり出ております。地方、特に被害が大きかった阿蘇市、それから益城町等々、不調が出ておりますね。これは、建設材料の高騰、それから人件費の高騰、また、人手不足というような要素があると思うんですけれども、人手不足については、前回、入札の不調、不落のおそれがあるんじゃないかということで、この委員会でも、そういうことで懸念があるんじゃないかというようなことをお話をさせていただきました。

現場代理人の常駐義務については、非常に緩和をしていただくとすると思うんですね。私の理解でいきますと、同じ振興局内で現場を3つまでと、県・県・町でも、町・町・県でもいいから3つまで、しかも7,000万円以内というようなことで理解しているんですけれども、これでよろしいですかと、その理解で間違いはないですかということです。1つはそれ。

もう1つは、その不調、不落について、人手不足というのは大きな要素だと思うんですよ。これに対して、何か今、取り組んでおられることがあるのかということをお聞きしたいんですけれども。

○藤本監理課長 まず、不調、不落のことを先におっしゃられましたので、その現状をちょっと御紹介申し上げます。

まず、不調、不落につきましては、昨年度は、1年間で件数として26件ございました。今年度は、11月末時点で調べましたところ、75件既に発生しております。前年同時期の11月末が10件ですので、大きく増加しつつある状況にあります。

それから、お尋ねの現場代理人の常駐義務の緩和につきましては、委員のほうで御説明されましたように、地域振興局管内であれば、県と市町村工事含めて3件まで兼務して結構です。ただし、その工事が、建設業法によるその方が、もし主任技術者を兼ねておられる場合は、3,500万円未満の工事でないといけませんということになります。

○中村亮彦委員 合計で3,500万円ということ。

○藤本監理課長 合計では7,000万円でございます。

○中村亮彦委員 ということになりますと、非常にそういう緩和をされてても、それでも人手不足というようなことはまだ今でも起きとるわけでありまして、もっと緩和するならば、例えば、菊池振興局内から上益城、例えば菊陽、大津あたりになりますと、益城にも近いし、阿蘇にも近い、しかし、振興局が違うじゃないですか。そうすると、そこには参加できないということなのかなというふうに思うんですけども、できれば、距離の半径を描いていただいて、その半径で距離が近いところは振興局をまたいで入札ができるように緩和できないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○藤本監理課長 これをどこまで緩和するか

というのは、やはり、検討するときには話題になりまして、ただ、現場代理人というのが、会社の代表者の代理人として、支払い以外の全ての権限を負う方ですので、やはりある程度、その現場にいていただかないと、なかなか工事が円滑に進まないということもありまして、今現在が、それくらいが限界ではなかろうかということで運用しております。

一方、主任技術者に対しては、建設業法がありますもんですから、今現在、主任技術者は、3,500万円未満は複数件現場配置されても結構です、ただし、3,500万円以上の工事については、基本、その工事に専任。ただ、東北のときに緩和されましたのが、それが10キロ以内なら2件まで兼務して結構ですというところまでは、今、緩和をされておられて、ここ数年で緩和、段階的にはされてきている現状です。今、御指摘の件についても、さらにできないかどうかについては、引き続き、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○中村亮彦委員 復旧、復興していく中で、スピードというのも必要だろうと思うんですね。ということになりますと、もちろん、その工事のスピード、工事の出し方というものもあると思うんですが、やはり、仕事するためには競争入札がまず先ですから、それがしっかり確実に行われて、そしていかないと、なかなかスピードということのこの課題については対応できないだろうというふうに思いますので、緩和も含めて、しっかり考えていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○坂田孝志委員 今、距離のことがあったので、ひらめいたというか、今の関連で、遠隔地、遠いところから応援に行くと、やっぱり、それは泊まったりとか、行ったり来たり交通費もかかる、いろんなものを軽減しよ

うということで、受注した後、設計変更でそれに対応する。非常にこれは土木部、あか抜けたこと、画期的なことするなと喜んでおったんですが、その対象が、どうもその場所から75キロ以上離れてるところが対象になるということ。75キロ、益城から考えれば、玉名も八代も、それは真ん中だけど、県外でなからんば、対象にならぬとじゃなかろうかと思うて。75キロはほんなもんかいた。

○緒方土木技術管理課長 今のお尋ねにつきましてですけれども、これは、今回、県下全部から遠隔地からも含めて、災害とかそういうのをやっていこうということで、その対策として、どうしても遠いところからいらっしゃる方は、やっぱり交通費とか、場合によっては宿泊をせんといかぬということで、それにつきましては、受注後にそういう状況になった場合には、変更で計上していこうということで、今回、施策をやっております。

これは、東北地方でもとられた同じような施策でございます。その中で、いわゆる遠隔地でございますので、それをどうするかということなんでございますけれども、今現在、考えていますのは、坂田委員がおっしゃった、今75キロと、それから時間でいう2時間というのを考えています。距離は、もう単純に言ってその75キロなんですけれども、例えば、阿蘇とかそういうのを見ますと、距離で75キロ以下の場合も、以上のところもあるかもしれませんけれども、例えば、国道57号あたりは、今、交通どめになっていますので、かなり時間がかかっていますので、そういう距離だけじゃなくて、時間でも遠隔地という形で見たいと考えております。

○坂田孝志委員 75キロと2時間は、何の根拠ですか。

○緒方土木技術管理課長 県の旅費を算定す

る場合に、例えば、遠いところに行くときは、前の日から行かないかぬというそういう規定ございますので、県の旅費規程の中から参考にしてとらせていただいております。

○坂田孝志委員 県の旅費規程とは、これは違う次元でしょう。工事の請負、何台もトラックを束ねて行かんば現場もあるでしょう。そして、1日、2日じゃなかつすばい。何カ月も、あるいは何年にも及ぶかもしれぬ。そういうところを、県の旅費規程とすたい、ちょっと75キロ、本当考えてみなつせ、75キロならそれは。益城あたりが、被害がひどかったけんですな。考えれば、それは該当せんとがほとんどですよ、コンパスをこう引いてみると。

そこはやっぱり、振興局から離れた隣の振興局とか、やっぱりそういうところも、現に熊本広域大水害でそうだったでしょうが。熊本広域大水害で、遠くから来られてですね、もう行ったり来たりすつとに、とうとう経費も出ぬだったと、赤字だったと、そういうところもあった。しかし、やっぱり災害復旧ですね、そういう建設業の方々は、使命感を持って早くしなければならぬということでやられたわけです。そういうのを踏まえてみての今度の発注標準の緩和でしょう。そういうことも考慮してやるべきですよ。何ば75キロだろうか。なら、来ぬというならどうしますか。もう行つたって赤字たいと、こんぐらいなら、近かけん、行つても経費はかからぬとばいと、組みかえならんばいと。そういうことじゃ、今でも不調だ、何とか出てますけれども、ますます不調が出てくるかもしれぬ。それこそ、やっぱりもっと柔軟に対応して、多くの県内の業者が、みんなが力を合わせて一日も早い復旧につなげるような工面を考えることが、これだけ大きな予算を使うわけですから、もうちょっとそこは——どがん思うですか、部長。私、何かな、もうちょっと、

どがんでしょうか、考慮すべきと思うがな。

○手島土木部長 私も、今、委員がおっしゃったような意味で、詳細を存じ上げてなかったもんで、今、何とも答えられないんですけども、基本的な考え方としては、やはり、県内全部の力を結集するというために、いろんなことを今まで考えてきたと思っております。

不足しているところもあるかもしれませんが、現状では。それは、先ほどの主任技術者の緩和あたりも、これはもう法律に関するもので、国あたりをお願いしても、もう少し状況を見て、悪い状況ならば考えるというようなものがございます。そういうものをいろいろ考えながら、今、即答はできませんけれども、いいものになるように考えていきたいと思えます。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田代国広副委員長 20ページの住宅再建支援費の2,000万円、これは、ローンの二重、あれですよ。算定の基礎と2,000万円という金額が余りにも少ないような気がするんですけども、それを含めて考えを聞いておきたいと思えます。

○上妻住宅課長 住宅課でございます。

まず、2,000万円の根拠ですけれども、今年度については、先ほど50万円を上限に救済するというので、約40世帯を想定しております。この基礎については、実は、東北の岩手県、宮城県、福島県において、同じように、二重ローンの問題が大きくクローズアップされました。東北においては、津波で新しく建った家も一気に流されて、非常に二重ローンというのが深刻な状況だったんですが、熊本の地震の状況を言いますと、昭和56年、

いわゆる旧耐震の以前の建物に被害が多くて、新しい新耐震の建物は被害が少なかったということで、もう既に35年たっておりますので、既存のローンを持っている方が非常に少ないのではないかと予想しております。それと、もしも、今年度40戸ということで、もし予算が足りない状況に達した場合においては、これは遡及適用が可能ということで、不足した分、もし足らなかったときは遡って適用しますので、来年度、しっかりとした、また予算を要求していきますので、もしも足りない状態が発生した場合には、来年度の予算で遡及適用させていただいて、しっかりと救済していきたいと思っております。

○田代国広副委員長 先般、委員会で中越に行きましたですね、視察に。新潟県は、義援金が440万円ですよ。熊本県は80万円でしょう、全壊で。ですから、非常に、新潟県の場合は、義援金が大きな支援になっておるわけですから、国の金と合わせると800万円を超える支援になるわけですね。熊本県の場合は、対象者が多いもんですから、義援金はたくさんいただいたんですけども、対象者が多いということで80万円ですか、全壊ですね。恐らく、これはそんな多くならないと思うんですよ。そういうことを考えると、50万円も含めて、もうちょっとそういったローンの方々あたりに手厚く支援をしてやっていいんじゃないかというふうな気がしたもんですから、お尋ねしているんです。

○上妻住宅課長 東北3県の例を少し事例にいたしますと、東北3県の場合については、当初、500万の既存債務に対して、当初5年間の利子相当額ということで、限定して5年間と、そして、かつ50万円の少ないほうで確定するというのでございましたが、本県においては、そこはできるだけ被災者のほうに寄り添いまして、既存の債務の当初5年間と

いうのを適用せずに、既存債務の残高利子相当分全額が対象となるということで緩和しております。

今おっしゃった新潟県とは違いますが、東北の場合と比較しますと、東北の場合は、新たにお金を借りる場合も500万円以上という金額を設定しておりましたが、熊本の場合は、1,000万円の低コストの住宅も買われるケースもあると思ひまして、新たな債務を、新たなローンを組むときには300万円以上ということで、東北のよりも本当に被災者に寄り添った形で、この二重ローン対策は、そういう制度ということで計画しております。

○田代国広副委員長 県がしっかりと被災者に寄り添っている姿勢は感じましたところがあります。ただ、義援金が熊本では少ないもんですから、対象者が多いもんですから。したがって、なかなかそちらの支援が少なくなるわけですので、できるだけやっぱり、こういったのも含めて、いろんな形で被災者に寄り添って、少しでも支援になれるようなことを、今後も、今の件も含めて検討していただきたいと思ひます。

もう1点、いいですか。

○山口裕委員長 はい、どうぞ。

○田代国広副委員長 21ページ、繰越金が1,343億4,300万円ですか、これはもう年度途中での補正の増ですから、こういった繰り越しが出るのは、これは当然、理解できるわけですが、問題は、これを今後、事故繰越しないように消化していくためには、大変な作業が必要だと思ひますよね。本当に大変御苦労と思ひますけれども、これの順調な消化について、部長の心構えを聞きたいと思ひます。

○手島土木部長 なかなか難しいお話で、私

どもも、事故繰りというのとはできるだけないのがいいと思ひております。それに向けて、しっかり職員を鼓舞していきたいと思ひておりますが、やはり、先ほど来お話があつておりますように、不調、不落の問題ですとか、要するに、業者のキャパシティーが足りないというのも可能性としてはあるので、発注者側としては、田代委員がおっしゃったように、事故繰りがないように頑張っていくつもりですけれども、場合によっては、事故繰りもあるかなと思ひているところです。頑張るという意欲だけは買っていただけと思ひます。

○坂田孝志委員 道路瑕疵ですけれども、これは7月とか8月とかいろいろできている。これはやっぱり、地震だとか大雨とかいろんな災害によって、路盤がどうだとか枝だとか、そういうのじゃなかったのかなと推察するんですが、そうじゃないんですか。

○長井道路保全課長 道路保全課ですけれども、今回、7件の専決処分承認と報告をさせていただいておりますけれども、基本的には、道路の通常の管理瑕疵による、穴ぼこを未然に防げなくて事故が起きたとか、枝が落ちてきた、竹が倒れているのに当たったというようなことで、全般的には、災害に起因するものではないというふうに認識しております。

○坂田孝志委員 そうですか。災害もあつたがゆえに、いろいろ手の届かなかった点もあつたと思ひます。私は、災害であつて、そのときは、和解なんかのときもその分を考慮されるもんかなと思ひて。

○長井道路保全課長 言われるように、要するに、突然、災害で穴ぼこができて、それを管理するいとまがないというときは、当

然、これは管理瑕疵ではないので、対応はできませんというお話はさせていただいております。そういう案件もございました。

以上でございます。

○坂田孝志委員 まあ、管理も大変でしょうが、頑張っていたきたいと思います。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 河川課長にちょっと教えていただきたいんですけども、国直轄事業負担金の中身を教えてくださいませんか。

○村上河川課長 資料13ページの2段目、国直轄事業負担金、補正額として10億8,000万円を計上しておりますけれども、この点についてでよろしゅうございますか。

○山本伸裕委員 はい。

○村上河川課長 中身は、河川改修費が、球磨川、緑川、白川、菊池川でそれぞれ河川改修が行われます。それと、加えまして、白川の立野ダム事業、これの補正が見込まれております。

以上です。

○山本伸裕委員 立野ダム事業は幾ら入っているんですか。

○村上河川課長 立野ダムの事業ですけれども、今回計上しております負担額は7,500万円余となっております。これは、先日、現場で説明が国からありましたけれども、左岸側、渡って山側の工事用道路ののり面の復旧ということで聞いております。

以上です。

○山口裕委員長 よろしいですか。

○山本伸裕委員 はい、結構です。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第2号、第5号、第19号、第27号から32号まで、第35号から第42号まで及び第46号について、一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○山本伸裕委員 第1号及び第46号については、挙手で採決をお願いします。

○山口裕委員長 それでは、一括採決に反対の表明がありましたので、議案第1号及び第46号について挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山口裕委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第1号外1件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第2号外16件については、一括して採決したいと思います。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認めます。よって、議案第2号外16件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第の3に記載のとおり、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとして

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、そのように取り計らうことといたします。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告事項について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

今議会に提案しております、熊本復旧・復興4カ年戦略(案)について御報告をさせていただきます。

4カ年戦略は、総務常任委員会での付託審議となっておりますが、県政運営の基本方針として、県政全般に関する取り組みを記載していますので、当常任委員会においても、その概要を説明させていただきます。

それでは、報告事項1としてお配りしておりますA3資料、熊本復旧・復興4カ年戦略(案)、主な事項をごらんください。

資料の右上になりますが、新たな4カ年戦略は、蒲島県政3期目の基本方針として、平成31年度までの期間で取り組む施策等をまとめたものです。

被災者の生活再建と熊本地震からの創造的復興が県政最大の課題であるため、復旧・復興プランのおおむね4カ年の取り組みを基本としております。

また、これまでの蒲島県政2期8年の成果を生かし、さらなる発展につなげるため、昨年10月に策定した「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組みに加え、知事が選挙で県民にお示ししました取り組みを盛り込んでおります。

資料の左側の基本理念ですが、この戦略に

より、県民総幸福量の最大化に向け、災害に強く誇れる^{たから}資産を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本の創造を目指します。

基本目標は、復旧、復興と従来からの人口減少社会への対応、その2つをあわせ、熊本地震からの創造的復興に何が必要かという観点から、総合戦略の基本目標を見直したものといたしております。そして、基本目標を達成するための取り組みの方向性を、安心して希望に満ちた暮らしの創造、未来へつなぐ資産の創造、次代を担う力強い地域産業の創造、世界とつながる新たな熊本の創造の4つとし、実現に向けた13の施策により展開をしていきます。

まず、1の安心して希望に満ちた暮らしの創造では、施策1に記載のとおり、安心して住み続けられる住まいが確保できるよう、土木部では、災害公営住宅の建設支援や住宅の耐震化、被災宅地の復旧を推進します。

2の未来へつなぐ資産の創造では、災害に負けない地域づくりなど、3つの施策を展開し、震災で甚大な被害を受けた熊本の基盤を再生し、未来の礎を築くために、次代へつなぐ資産の創造を目指します。

具体的には、中九州横断道路や九州中央自動車道の整備を初めとする幹線道路ネットワークのリダンダンシーの確保や公共土木施設の強靱化を進めます。

また、施策5に記載のとおり、熊本都市圏東部地域等の復興まちづくりでは、甚大な被害を受けた益城町を通る県道熊本高森線の拡幅整備など、熊本地震からの復興のシンボルとなるまちづくりを町と連携しながら進めます。

3の次代を担う力強い地域産業の創造では、施策11に記載のとおり、地域の進出企業が復興を担う業界であることを広く発信するなど、建設分野への人材の確保、育成に取り組めます。

4の世界とつながる新たな熊本の創造で

は、空港、港の機能向上によるアジアに開くゲートウェー化など、2つの施策を展開します。

具体的には、八代港における年間70隻以上のクルーズ船の寄港実現に向けて、ハード、ソフト両面の環境整備や、熊本港、八代港において、人流、物流の機能向上にもつながる耐震強化岸壁の整備を促進します。

以上、これらの取り組みを進めることで、熊本地震からの創造的復興、将来世代にわたり幸せを実感できる新たな熊本の創造を目指します。

また、下段にありますとおり、川辺川ダム、水俣病問題などについて、引き続きしっかりと対応してまいります。

また、各施策の着実な推進に向け、政策評価を活用したPDCAマネジメントサイクルによる成果重視の県政運営や市町村と連携した復旧、復興など、地方創生の推進に取り組んでまいります。

最後に、この4カ年戦略の案は、10月5日から11月3日まで実施しましたパブリックコメント、11月2日に開催した、「幸せ実感くまもと『まち・ひと・しごと』づくり推進会議」における意見等を踏まえ、作成しております。

報告は以上でございます。

○村上河川課長 河川課です。

報告事項2をお願いします。

川辺川ダムに関する最近の状況について御報告します。

球磨川の治水につきましては、昨年2月に終了しました、ダムによらない治水を検討する場の共通認識に基づき、昨年3月から球磨川治水対策協議会を開催し、中期的に必要な治水安全度を確保するための対策について、国、県、流域市町村で検討を行っております。

昨年度までに協議会を4回、整備局長・知

事・市町村長会議を1回開催しています。

これまでの経過でございますが、裏面をごらんください。

上段の一覧表にお示ししているとおり、引堤など9つの対策のうち、第4回協議会までに放水路までの6つの対策を個別に実施した場合の概要や課題について協議を行ってきました。

表に戻っていただきまして、今回、第5回協議会が10月26日に開催されましたので、その概要について御報告します。

会議の概要は、中ほどの太線枠内に記載しておりますが、9つの治水対策案のうち、残る3案、流域の保全、流域における対策、宅地のかさ上げ等、輪中堤の概要や課題について意見交換を行いました。

また、球磨川の最も大きな支流であります川辺川筋の治水対策案の検討につきましても、あわせて意見交換しております。

さらに、検討する場で積み上げた対策の進捗状況について説明を行いました。

枠内の2つ目の丸ですが、会議では、9対策を単独で実施しても、目標とする昭和40年7月洪水と同規模の洪水に対応することはできないとの認識を共有したところです。

会議中に発言された市町村の主な意見は、次の枠内に記載しております。

川辺川筋の引堤や堤防かさ上げについての懸念、人吉市周辺の掘削開始に対する感謝などの意見がありました。

最下段には、今後の進め方を記載していますが、検討のフローを裏面に付けておりますので、そちらをごらんください。

下段のフローでございますけれども、フローの中ほど、網かけしているところまでが現時点の進みぐあいです。今後、9つの対策を個別に実施した場合の概要や課題を整理し、パブリックコメントを実施した上で、複数の対策の組み合わせ案について検討を進めていく予定となっております。

説明は以上です。

よろしくお願ひします。

○清水建築課長 建築課でございます。

報告事項3、次期熊本県建築物耐震改修促進計画(案)について御報告します。

資料は、A4のカラー1枚になっております。

まず、1の次期計画の必要性でございます。

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、県が策定をする必要があり、現在の計画が本年度末に終了するため、次期計画を策定するものです。

次に、2の次期計画の概要でございます。

(1)建築物の耐震化の目標でございますが、住宅及び特定建築物、いずれも耐震性が不十分なものを平成37年度末までにおおむね解消することを目標としています。

(2)本計画の主な内容ですが、①熊本地震を踏まえた住宅等の耐震化の促進としまして、住宅の耐震診断及び耐震改修への公的支援の強化、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進、②防災上重要な公共建築物等のさらなる耐震化としまして、防災拠点となる施設の耐震化の促進、大規模なホテル、病院等の耐震化の促進、③非構造部材を含めた安全対策としまして、天井等の非構造部材の安全対策強化、エレベーター、建築設備等の安全対策の促進、④耐震化に係る体制整備及び人材育成としまして、専門技術者養成の強化、相談窓口の開設、耐震化方法等の情報提供の充実としています。

最後に、3の策定スケジュールですが、パブリックコメントを来年1月から2月にかけて実施し、計画決定を3月に予定しています。

建築課からは以上です。

よろしくお願ひいたします。

○山口裕委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。

何か質疑はありませんか。

○坂田孝志委員 おおむね良好ですが、最後の耐震、この前、大学の先生の話聞いていたら、益城や阿蘇、今度、被害が大きかったところ、今後の地震のことで言えば、これから先のことで言えば、ほかのところよりもここが一番安心というか、また起きる確率は少ない。むしろ、日奈久や布田川や先のほう、走ってないところ、そこが今度は極めて危ない。やっぱりそういうところの、今度の被害を踏まえて、少しでも被害を抑える、最小化するためには、この耐震化をするところも十分考慮しながらやるべきじゃなかろうかなと、こう思っていますから、知事もよくおっしゃるでしょうが、今度はこうなったから、次に備えなきゃならないと。そこを踏まえて、県の中に、そういう頭の中に入れてやっていただきたいなど、そういう思いでありますから、考えといてください。

○清水建築課長 今、御発言がありました八代方面は、確かに、日奈久断層がまだ動いてないという状況でございますので、そういうような危険性を計画書の中にも記載したいと思ひますし、ただ、地震につきましては、どこで起きてもおかしくないというのを今度の地震で感じておりますので、県下全域で耐震化が促進せられるような計画を策定したいと思っております。

○田代国広副委員長 耐震化というたら、構造上の耐震化が一般的だと思うんですけども、今度の地震で明らかになったというか、自分なりに確信を持ったのは、地盤がいかにか大事かということだと思つたですね。我が家が実はそうなんですよ。もう100年たった昔の家なんですけれども、もてたんですね。一

軒の方の上のほうは、新しい家でも瓦が落ちたりなんかしたり、あるいは全壊なんかしている。それを見ると、耐震化、耐震化と構造のことばかり言うみたいですが、やっぱり、地盤がしっかりしとることがまず大事だと思ったですね。ですから、この耐震化の場合は、地盤は関係ないわけですか。構造の診断でしょう。

○清水建築課長 先ほどの予算は診断ですが、今後、改修等についても検討していきたいと思っています。

それと、今、副委員長がおっしゃいました地盤の話、今回の熊本地震では、盛り土があったところが非常にやられたり、液状化をしているところがやられて、結果的に、建築物が傾いたり倒壊しております。

その問題につきましては、この計画では、まず液状化を起こしやすい地域であるとか、盛り土がかなり広範囲にされているようなところを現在調査にかかったところがございますが、そういうようなものを情報提供するような格好で、県民の方にお知らせしていきたいというふうに考えております。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、昨年度から、常任委員会としての取り組みの成果を2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまでの各委員から提起された要望や提案等の中から、執行部において取り組みの進んだ項目について、私と副委

員長で成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の本委員会で委員の皆様にお示しし、審議をしていただきたいと考えておりますが、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

（「2人にお任せします」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 お任せください。

次に、その他で何かありませんか。

○山本伸裕委員 仮設住宅に関しては、こちらで伺ってよろしいのでしょうか。

○山口裕委員長 大丈夫だと思います。

○山本伸裕委員 構造上の問題ですね。知事が災害公営住宅に応急仮設を転用することを検討していきたいというような、非常にそれ自体は合理的で、その考えは歓迎したいというふうに思うんですが、やっぱり今後の問題としては、どうしても応急仮設を復興住宅ということで転用するならばなおさらのこと、やっぱり狭いというような意見は多数ありますし、これは、もちろん国に対しても意見を上げなければいけないと思うんですけども、ぜひ、その広さについての要件の緩和というか、居住環境として住み続けられるようなもので建設していくという方向が望ましいのではないかと思いますので、ぜひ、それは要望として発言したいと思います。

それから、子供の遊び場についての投書が新聞に載っておりましたけれども、子育て関係の専門の大学の先生の御意見だったんですけども、仮設住宅の建設に当たっての設計ミスじゃないかというような、非常にやっぱり強い表現での批判がありましたし、確かに、そういう子供の遊び場の環境づくりというような点では、もちろん、住民の意見を踏まえて、町を通じてというようなことになっていく流れだと思うんですけども、ただ、やっぱり、そういう環境の問題については、そういう専門家の先生の御意見もあることだ

し、今ある既存の施設について検討すべきではないかなと思いますけれども、そこら辺での御意見いただければと思います。

○上妻住宅課長 まず、第1点目の仮設住宅が、基準が狭いんじゃないかという御意見でございましたけれども、実は、内閣府のほうで、1DKが20平米、2DKが30平米、3DKが40平米と、平米数がはっきり決まっております。この基準については、内閣府マターでございますので、たまたま、今回1つだけ改善点があったのは、一番最後につくりましたバリアフリー住宅について、本来であれば30平米の基準だったんですが、国のほうに強く働きかけまして、36平米まで、お風呂とか台所が、キッチン回りがどうしても——トイレも広がりますので、国のほうに強く働きかけて36平米という基準をクリアしたケースがございますので、今後、そういった部屋が狭いというのは十分わかっておりますので、その辺について、関係部局であります健康福祉部と連携しながらやっていきたいと思えます。

それから、もう一点の子供の遊び場がないということですが、今回の地震におきましては、東北もそうですが、一刻も早く住まいを確保するという観点からつくっていかなくちゃいけないんですが、本県は、独自に、敷地を少しでもゆとりがありますように、従来の敷地の1.5倍、いわゆる1.5倍の余裕のある敷地として、その余裕のある敷地の中で、子供さんの会話とかいろんなコミュニティーが生まれるような仕掛けをつくっておりますので、そういう中でも、子供の遊び場が少ないという御意見がございましたので、実は「みんなの家」というのが集会場にもございますが、「みんなの家」には、図書館をつくったりとかいろんなものがございまして、そういうものを活用しながら、子供さんも楽しく過ごせる団地にしたいと思っております。

ます。

○山本伸裕委員 わかりました。今回、健康福祉部のほうのあれになるかもしれませんが、物置が設置されるとか、これも非常に積極的な御判断だと思いますし、言うならば、つまり、やっぱり狭いと。そして応急仮設とはいえ、住んでいるうちに荷物もふえるわけですよ。だから、やっぱり入居された当初は、ありがたいというようなことでも、だんだんやっぱり住むにつれて不自由がふえていくというようなことではないかと思うんですよ。だから、1DKタイプの20平米というのは6坪ですかね、非常にやっぱりそういう点では余りにも狭いと言わざるを得ないと思うんですよ。ぜひ、その見直しを国に対して引き続き上げていただければと思います。

○山口裕委員長 かみ合つとるか、かみ合つとらぬとかようわからぬとですけど、山本委員の要望は、今の仮設住宅を災害公営住宅として利用するときに、私は、もうちょっと面積を拡充してやらぬと今の状況では狭いのではないかということで要望されたら、私は見たんですよ。

上妻課長の答弁は、仮設住宅の基準ですよ。

○山本伸裕委員 いや、かみ合っていますよ。だから、今後の問題として、その広さについての基準を見直していくべきだと思うんですよ。

○山口裕委員長 それは、私の理解では、基本的に、例えば木造でつくった住宅等を、避難されている被災者の皆さんが、この場所でもいいよという選択が前提にあったときに、次に災害公営住宅として市町村が選択できるように、知事はそういったことにも配慮しながら進めなさいよという意見で意見を言うたら

れると思うんですけども、と考えると、山本委員の要望とはちょっと違うのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山本伸裕委員 合理的でないと思うんですよ。2年で壊して、復興住宅を新たに建てるという点では無駄も多いし。だから、そういう点では、復興住宅に転用するというような考え方は合理性があると。だから、そういう点から考えても、じゃあ、今の応急仮設が木造でつくられて、もちろん歓迎されている面はありますけれども、やっぱり今の基準でつくるならば狭いと。だから、復興住宅への転用ということを考えるならば、やっぱり、要件を見直していくべきではないかと。だから、今回の熊本地震の教訓を踏まえて、やっぱり、仮設住宅建設のあり方についてどうなのかということ、国に対して、今の入居者の実情なんかを踏まえて改善していく必要があるんじゃないかというふうに考えます。

○田邊建築住宅局長 先ほどの山本委員からの御質問に対して、上妻課長のほうからお答えしたところでございますけれども、補足をさせていただきます。

今回の仮設住宅の整備につきましては、現在のルールの中で、内閣府と協議しながら、敷地を広くとかということで頑張ってきたところでございます。

次は、災害公営住宅、東部、西部ということで、これは、知事の考えでもあるんですけども、今回、木造の仮設住宅につきましては、今までからすると例外的に基礎を鉄筋コンクリートでつくるということで、いわゆる常設の建物としても使えるような形をとっております。それをそのまま使った場合の問題点が、山本委員がおっしゃったように、狭いまま使ってしまうという可能性があるわけですが、これは、災害公営住宅として使う場合には、公営住宅の整備基準というもの

がありまして、それではもう少し広くないと公営住宅として使えないということもありますので、住戸間の壁を取り除いて2戸で1戸が使うとか、そういういろんなパターンを考えながら、住まいやすいようにしていく予定でございます。これは、具体的にどこというよりも、そういうことで検討しながら進めていこうと思っております。

○山口裕委員長 実は、私、木造の仮設のときに、何でこんな組み合わせで連動させたんだということを聞いたことがあって、そういう中で、例えば、次に利活用するときに、壁を撤去してできるなんていう考え方もその現場でお聞きしたので、はあ、そこまで考えとっとなんて思いながら、ちょっと感心しとったところがあって、確かに、被災者の皆さんの状況に応じて、ちょっとでもそういった課題とか現状というのは、細やかに対応していかなければいけないという山本委員の気持ちにも賛同してまいりたいと思いますし、現実的には、今、答えられたぐらいしか決まっておりますし、また、災害公営住宅の整備については、市町村がどのような考え方で行っていくのか、それを聞いた上で、県としても対応していくと思いますので、やっぱり我々は、知事も掲げる、被災者の痛みを最小化するという旗印が1項ありますので、やっぱりこれは共通認識として、最後、手段とか結果は違うかもしれませんが、被災者にとってどうかわかりませんが、そういった旗印のもとに頑張っていくという気持ちは同じだと思いますので、きょうの時点ではこれをお願いします。

○山本伸裕委員 気持ちは共有していいというふうに思っております。先ほどの長屋方式の仮設の将来的な構想については、なるほどなということで合点できました。

ただ、応急仮設の場合は、例えば、条件、

要望があれば、自宅敷地で1戸で建設することも認めるような要件になってましたですね。だから、ますますそういう点では、仮設自体の要件そのものについても、やっぱり見直していくことが必要だと思います。

ぜひ、その辺はよろしく……。

○松村秀逸委員 仮設住宅について、私たちは、ことしの2月、河津議員、末松議員の3人で東松島の避難所、仮設住宅を視察した際のことをちょっと参考のために言わせていただきますと、あそこに熊本からの「みんなの家」を提供していただいたということで、そういういろんなお話を聞きました。

やはり、仮設住宅があんまり広いと、こもり過ぎて、やはり心の——室内にこもることによって、逆に、精神的な病気をして亡くなったりとかする可能性もあるので、逆に、「みんなの家」に人が寄りやすいように、あんまり広過ぎて住み心地がよすぎないほうがかえっていいという、皆さんが「みんなの家」に、どうぞ来てください、来てくださいということで、非常に地域のコミュニティーがよかったということをお聞きしました。やはり、いろんなところから来られるから、日ごろ知らない方、「みんなの家」で参加されるためには、あんまり広くないほうがいいということ、いい意味で地域の自治会長さんからお聞きしましたので、参考のために、山本委員に。

○山口裕委員長 まあ、いろんな御意見がありますけれども、皆さんやっぱり、被災者のために何ができるかということを思っただけの発言でございましょうから、きょうはこのあたりで締めさせていただきます。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が11件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、以上をもちまして、第5回建設常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

午後0時12分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長